

門野中いじめ防止基本方針



令和4年4月

伊東市立門野中学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめの問題の克服に向けて、静岡県では「静岡県の学校からいじめをなくす提言」（静岡県・市町教育委員会代表者会）を発信し、オール静岡で取り組んできました。また、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定されました。さらに、伊東市では、「伊東市いじめ防止等のための基本的な方針」を関係諸機関等との連携のもと、策定されました。

このような動きを受け、本校でも『門野中いじめ防止基本方針』を策定することとなりました。

この基本方針は、門野中学校のすべての子どもが、学校教育目標「未来を拓く生徒」、重点目標「関わり合いのなかで、目標に向けて、積極的に活動する生徒の育成」に向けて、安心で楽しく、豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定しました。このことにより、本校におけるいじめ防止対策が家庭や地域・関係機関との連携を深めながら一層充実し、いじめのない、安心・安全な学校づくりに向けて全職員が一丸となって取り組むことを期するものです。

目 次

はじめに	1
第1 いじめの現状と基本理念	
1 いじめの現状.....	3
2 基本理念.....	3
第2 いじめの防止等の基本的な考え方	
1 いじめの定義.....	4
2 いじめの理解.....	4
3 基本的な考え方.....	5
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見・早期対応	
(3) 関係機関等との連携	
第3 いじめの防止等のための対策	
1 基本方針の策定.....	7
2 校内組織の設置.....	8
3 いじめの防止等のための対策.....	8
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見・早期対応 (いじめ対応マニュアル)	
第4 重大事態への対処	
1 重大事態のケース	14
2 重大事態についての調査.....	14
3 情報の提供.....	14
4 報道への対応.....	14

第1 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、平成30年度の静岡県内の学校におけるいじめの認知件数は16,557件で、令和元年度は14,061件と平成30年度よりも2,500件余り減少しているものの、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 市、県、国、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが重要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気を付け、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携

して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

①早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認す

る必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

②早期対応 ーいじめられている子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・家庭児童相談室や市の子育て支援課など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第3 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定【第13条関係】

下記の基本方針並びに具体策は、学校教育目標「未来を拓く生徒」に迫るために、豊かな感性・確かな実力・逞しい活力をはぐくみ、いじめ問題を根絶することを目的に策定しました。

授業改善の推進・生徒理解の推進・環境整備の推進を図りつつ、門野中学校のあらゆる教育活動を通して「いじめは決して許されるものではないこと」を教育し、いじめの防止と根絶に努めるものです。

2 校内組織の設置〔第22項関係〕

(1) いじめ対策委員会

いじめ並びに不登校の対策や措置を実効的に行うために、必要に応じて校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、不登校担当、スクールカウンセラーからなる「いじめ対策委員会」を設置しています。

通常 下記の(2)生徒指導委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養教、SC)が、「いじめ対策委員会」を兼ね、未然防止の対策も行う。

対応時 校長が指名する職員(担任、部活動顧問等)もこれに加える。

重大事態 重大事態と校長が判断した場合は、必要に応じて学校心理士、社会福祉士、社会福祉主事を加える。また、場合によっては、東部児童相談所、伊東警察などの力も借りる。

(2) 生徒指導委員会

週1回、生徒指導委員会を行い、問題を有する生徒、気になる生徒、配慮が必要な生徒について情報交換を行い、現状や指導方法について話し合い、共通理解を図ります。

(3) 特別支援教育推進委員会

年3回、校内特別支援教育推進委員会を行い、支援が必要な生徒について、現状や支援の方向性について話し合い、共通理解を図ります。

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

①学習指導

- ・学びの場としての基本的な学習ルールについて、その理解と定着を図ります。
- ・望ましい学習習慣を身につけ、基礎基本の確かな定着を図ります。
- ・自己のよさを伸ばし、将来(夢や希望)に向けて、学びの意欲の向上を図ります。
- ・情報モラル教育を通して、正しい使い方の定着を図ります。

②生活指導

- ・学校が共同生活の場であることを理解し、基本的な生活のルールについて、その理解と定着を図ります。
- ・他との関わり合いの中で、思いやりの心や感謝の心など、良好な人間関係づくりのための基本的な資質の向上を図ります。
- ・健康な生活を送るための望ましい生活習慣について、その理解と定着を図ります。

③道徳教育等の推進〔第15条-1関係〕

- ・道徳の授業を要として、すべての教職員が学校生活のあらゆる場面で、生徒に寄り添い、「思いやりの心」や「感謝の心」「社会性や規範意識」などの道徳的心情の育成に努めます。また、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。
- ・敬称等、生徒の人権を尊重した関わり合いを、生徒と教師、生徒間で推進します。

④子どもの自主的活動の場の設定〔第15条-2関係〕

- ・学級活動や生徒会活動等、生徒の自治的な活動を積極的に支援し、互いのよさを認め合うとともに、遵法の精神や学習環境の向上に努めます。
- ・また、必要に応じて、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けます。

⑤保護者や地域への啓発〔第15条-2関係〕

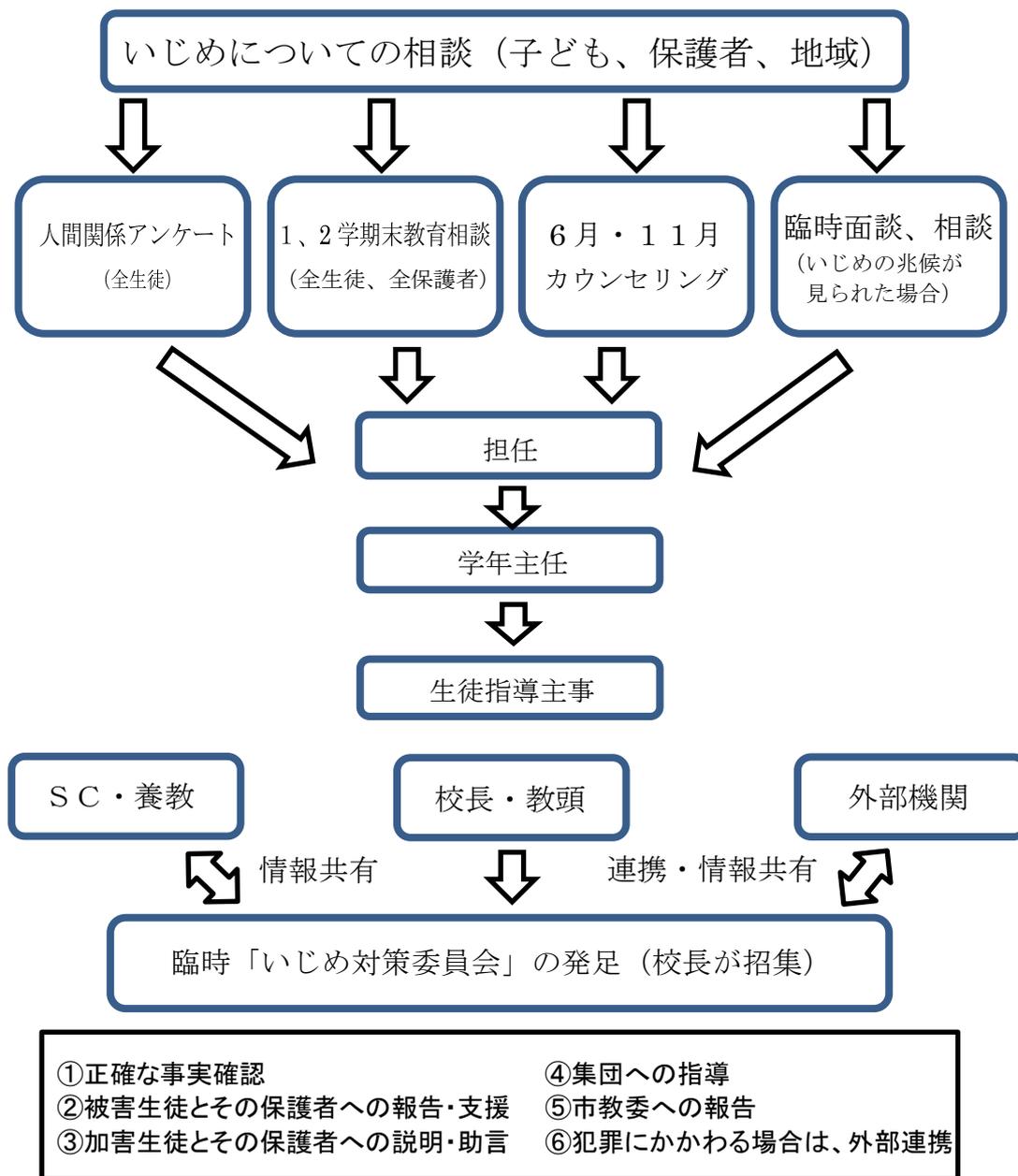
- ・開かれた学校づくりや積極的な情報提供により、家庭・地域と相互に連携・補完し合った支援や指導を推進します。
- ・学校だより、学年だより、保護者会、学校関係者評価委員会などを通して、保護者や地域に対して、学校のいじめに係る指導方針や取組を知らせるとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発していきます。

⑥教職員の資質向上〔第18条関係〕

- ・全職員を対象に「門野中学校いじめ防止基本方針」をもとに、夏休み等を活用し、事例検討などの研修を計画的に行います。
- ・生徒指導研修会や情報教育研修会で、ネット社会の負の側面や市内のネット上のいじめやトラブルの実態について理解を深め、教員の情報モラル教育のスキルアップを図ります。
- ・生徒間でいじめが発生しないよう、充実して満足ができる学校生活を生徒が送れるようにするには、学習をしていくうえでの達成感や成就感が必要となると考えます。そのために、授業力向上など、教員の資質向上は必要不可欠です。指導方法の向上、授業改善を行っていくために、全職員で研修を進めます。

(2) いじめの早期発見・早期対応 (いじめ対応マニュアル)

いじめ相談の体制



①子どもの実態把握 -変化に気づく・変化を伝える-

いじめを早期に発見するために、全職員で下記の「いじめの発見」について共通理解を持ち、日常的に注意深く生徒を観察するとともに、できるだけ多くの情報の収集に努めます。また、わずかな兆候や変化も軽視せず、その気づきを伝え合える教職員集団を目指します。

《いじめの発見》

■日常の観察

- ・交友関係の変化（SNS関係も含む）
- ・体調や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻や早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への来室回数の変化

■本人や保護者からの訴え

- ・定期的なアンケート調査
- ・門中日記の活用
- ・スクールカウンセラーの活用などの教育相談の充実
- ・「学校だより」「門中日記」の保護者欄への記載
- ・家庭訪問や個別面談での情報交換

■教師間の情報交換

- ・気になる気づきは、「報告する・連絡する・相談する」を徹底します。

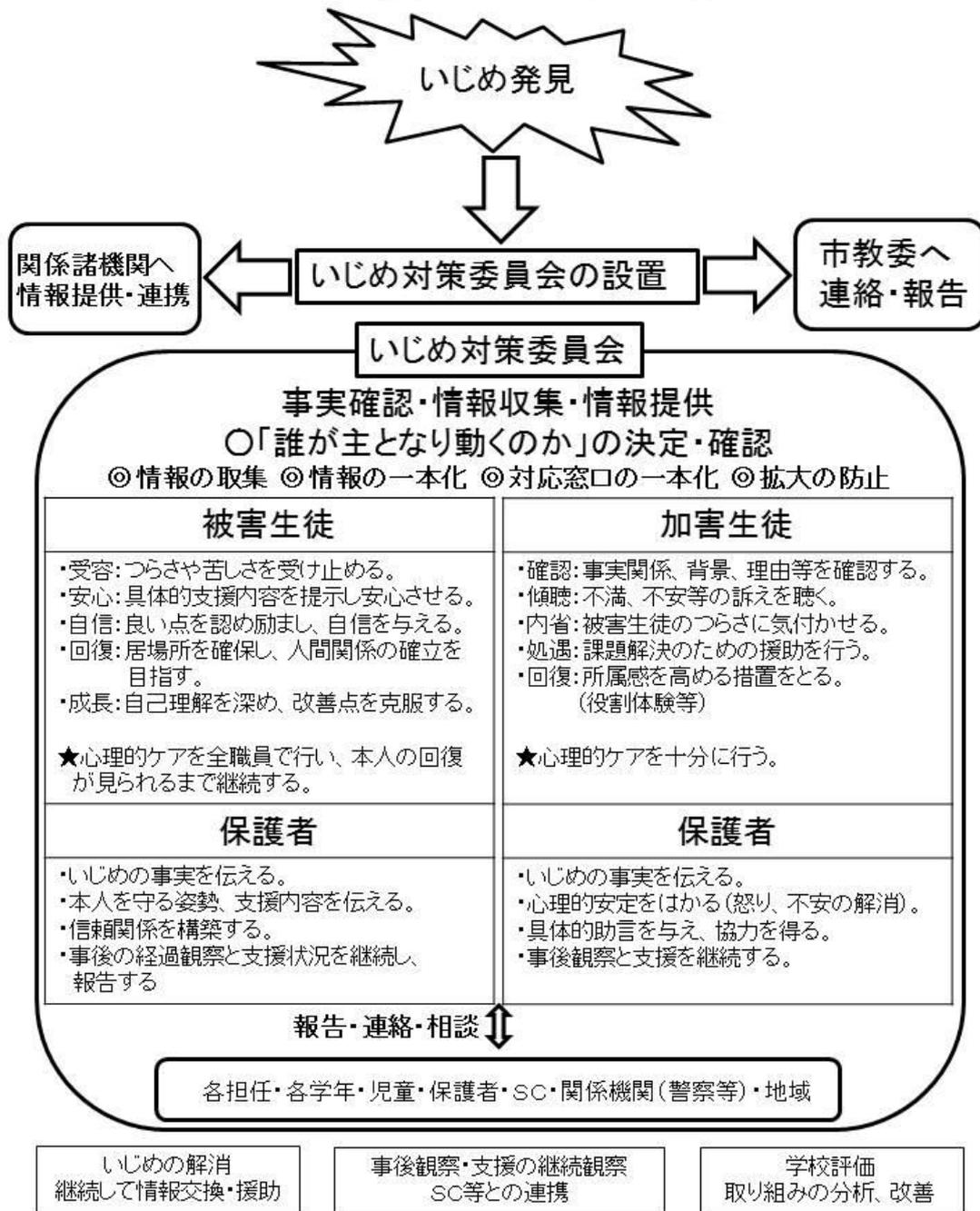
②相談体制の整備

- ・日常的に、生徒への声掛けを心がけます。また、1学期中にカウンセリング月間を設け、全生徒が担任と話す機会を作っています。
- ・困ったことや悩んでいることがあれば、「誰にでも相談できること」や「相談することの大切さ」を子どもに伝えていきます。
- ・いじめの相談を子どもや保護者から受けた場合には、親身になって共感的に傾聴します。その上で、家庭と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る「学校（教師）が子どもをいじめから必ず守り抜く」ことを伝えます。
- ・いじめられている子どもが自信や希望、自己肯定感を取り戻すよう励まします。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、その日のうちに学年部や校内で情報を共有するようにします。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭による教育相談を活用します。
- ・ケースによっては、心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備するようにします。
- ・いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

③学校のいじめに対する措置〔第23条1～6関係〕

- ・最悪の事態を常に想定し、素早く慎重に、全教員で誠意をもって対応します。

いじめが発生したときの対応



《初期対応》

- ・いじめを発見した場合には、その場でその行為を止める。
- ・教師が、いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けたりしていると感じられるときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめを確認した場合には、市教委に報告します。

- ・事実関係の把握は、学級担任や部活動顧問だけに任せず、学校として組織的に行います。プライバシーに配慮しながら、被害と加害の二者関係だけでなく、まわりの生徒（観衆・傍観者）を含めた構造的な事実関係を速やかに把握します。
- ・状況把握ができれば、速やかにいじめ対策委員会を開き、いじめを受けている生徒の立場で対応について検討し、指導方針や役割分担を決定します。
- ・事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝えます。
- ・指導が長引きそうなケースでは、市教委に相談し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の指導助言を依頼します。

《解決に向けた具体的な指導》

- ・いじめられていた生徒については、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことに全力を尽くします。友人関係に気を配りながら、その子どもの持っている良さに気づかせ、自信を持たせるよう指導・援助していきます。継続な見守りと温かな人間関係づくりに努めます。
- ・いじめをしている生徒には、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨みます。いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめの事実を確認後、相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかに気づく指導を継続的に組織で行うようにします。また、いじめをした生徒の内面やいじめの背景にも目を向けながら、加害生徒の心の安定のため継続的な観察と支援を行います。
- ・必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- ・ケースによっては、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間でトラブルが起きることのないよう、保護者の双方と情報を共有するとともに誠意ある対応を継続します。初期対応後の学校の様子について随時連絡するとともに、学校の対応について理解を求めます。また、必要に応じて、個別面談や家庭訪問をするなど解決するまで相談と連携を続けます。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察や児童相談所等に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

- ・他の生徒（観衆・傍観者）にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶できるよう集団への働きかけを継続的に行います。

第4 重大事態への対処

1 重大事態のケース〔第28条-1関係〕

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ①いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- ②欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする。）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態についての調査〔第28条-1関係〕

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供〔第28条-2関係〕

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、静岡県こころの緊急支援チーム等の助言を受けながら、慎重に対応します。